

## 令和 4 年度 地域包括支援センターの事業計画の概要

### I 各地域包括支援センターから提出された事業計画について

地域包括支援センター設置運営法人は、令和 4 年度包括的支援事業を受託するに当たって、市が示した「令和 4 年度長野市地域包括支援センター設置運営方針」に基づき、これまでの取組状況と反省点を踏まえた上で、地域の特性やニーズ等も考慮した具体的な事業計画を作成されました。（委託包括支援センター19センター）

令和 4 年度の運営方針では、市と委託包括センターが意識共有をしたうえで、事業実施することを目的に重点的に行うべき業務として 5 項目明示しました。委託包括センターの事業計画策定の際に反映されるよう明示していることから、重点的に行う業務について要旨をまとめました。

### II 重点的に行う業務について事業計画に反映されたもの

#### 1 第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)

○厚生労働省のガイドライン及び長野市の手順書に基づき、利用者の状態にあったサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、適切な介護予防ケアマネジメントを行い、高齢者の自立を促進し、元気な高齢者の社会参加につなげます。

#### 2 高齢者の権利擁護の推進

○認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加する状況の中で、権利擁護業務の重要性はますます高まっていることから、高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会や成年後見支援センター等と連携し、虐待防止と権利擁護に向けた活動に積極的に取り組みます。

#### 3 在宅医療・介護連携の推進

○長野市在宅医療・介護連携支援センターが主催する研修会について協力するとともに、管内居宅介護支援事業者や介護サービス事業者への周知を行う。  
また、「多職種連携シート」「入退院時における連携・情報収集の手引き」ACP 啓発パンフレット（2種類）を活用し切れ目のない医療・介護連携を推進します。

#### 4 認知症高齢者とその家族への支援

○認知症相談員・かかりつけ医による物忘れ相談や認知症初期集中チームを活用しながら認知症高齢者やその家族を地域で支える体制づくり・早期発見・早期診断・対応に努め、市との連携により支援制度を活用し、継続的な支援を行う。

また、認知症高齢者とその家族地域で見守り支える体制づくりのため、認知症サポーターの養成講座や活動、認知症カフェを支援します。

#### 5 住民組織と連携した地域づくり

○生活支援コーディネーターの役割を担う住民自治協議会の地域福祉ワーカーや地区に設置されている検討会と連携し、地域資源の把握、高齢者の生活支援ニーズの把握に努め、不足するサービスの創出や担い手の養成などの「資源開発」に協力して取り組みます。

また、生活支援体制整備を推進するにあたり、地域福祉ワーカーが開く関係者会議に出席するなど中部地域包括支援センター、たすけあい事業コーディネーター、住民自治協議会等と連携して「ささえあい活動」の創出に取り組みます。